

電気需給約款等の変更に関するお知らせ

2025年2月1日付で、電気需給約款等を以下の通り変更いたします。
なお、これらの変更に伴い、お客さまに行っていただくお手続きはありません。

対象約款・定義書

- ・電気需給約款
- ・付帯メニュー定義書（ガス・電気セット割（定率B）、ガス・電気セット割（定額A）、ガス・電気セット割（定率A））

変更内容

- ・ガス電気合算メニューを適用廃止した際の支払義務発生日の取り扱いを変更します。^{注1・注4}
（電気需給約款 19 支払義務発生日(2) (3)）
- ・ガス・電気セット割の適用開始^{注2}・廃止^{注3}条件を変更します。^{注4}
（付帯メニュー定義書（ガス・電気セット割（定率B）5・6(2)、ガス・電気セット割（定額A）6・7(2)、ガス・電気セット割（定率A）5・6(2)）
- ・その他、軽微な文言の修正を行います。

注1) ガス電気合算メニューを適用廃止した際の支払義務発生日について、電気料金を単独で請求する際には 19(1)の定めにより電気料金請求日を、ガスと合算請求する際には 19(2)の定めによりガス検針日を支払義務発生日とする定めに変更します。

注2) 「ガス・電気セット割」を開始する場合、電気の需給開始からガスの使用開始までの日数が 30 日未満か以上かによって、適用開始日が異なる旨を定めていましたが、当該規定を削除し、原則、「ガスの使用開始日以降かつ当社がお客さまからのガス・電気セット割のお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日の前日」が属する電気の使用期間の初日をガス・電気セット割の適用開始日とする定めに変更します。

注3) 電気の解約以外の事由で「ガス・電気セット割」が廃止される場合、当該事由がガスの使用廃止であり、かつ一定の条件を満たす場合は、電気の解約日まで「ガス・電気セット割」を適用していましたが、当該規定を削除し、ガス使用廃止直後の電気の計量日を、ガス・電気セット割の適用廃止日といたします。

注4) 当社運用の都合上、各約款・定義書の付則に規定する条件（2025年2月1日実施以前の約款・定義書の規定）を適用する場合があります。

以上